

競泳競技会において着用又は携行することができる水泳用品、 用具のロゴマーク等についての取扱規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規則第6条第1項第1号及び競泳競技規則第15条第3項に規定するロゴマーク（商標・商標名の総称）等の取り扱いに関することを定める。

(ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という。）は、競技会の会場内で着用する水着及びウェア・持ち物等に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取り扱う。

(1) 水着及びウェア・持ち物等には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる。

- 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
- 2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
- 3) 国旗・国または地域の名称（自国でなくても良い）、都道府県や市町村の名称・マーク
- 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
- 5) 水着には、30 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して付けてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる

前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、水着に付ける所属チーム等の名称・マークは50 cm²以内で1個とする

- 6) ウェアには、40 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる
- 7) その他持ち物には、20 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる

(2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。

(スポンサーロゴマークの取り扱い)

第3条 スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商標等とする。

ただし、タバコ及びビール・ワイン以外のアルコール並びに本連盟のスポンサー・パートナーに登録されている企業は除く。

- (2) スポンサーロゴマークの取り扱いは、登録団体に対する商標等とし、個人に対する取り扱いはできない。尚、スポンサー企業は、1登録団体につき1社とする。
- (3) 本規程は、競技者等がスポンサーロゴマークを付して競技することを定めたものであり、競技者資格規則第7条に規定された、競技者に禁止される商行為を行なってはならない。

(スポンサーロゴマークの申請方法)

第4条 スポンサーロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「スポンサーロゴマークの使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し承認を得なければならない。

(スポンサーロゴマークの承認手続)

第5条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、申請者への承認通知を送付する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
尚、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。
 - 2 本規程は、平成28年2月28日より一部改訂施行する。
 - 3 本規程は、平成29年4月1日より一部改訂施行する。